

地方税体系の構想



日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授 神野 直彦

租税は所得循環のいずれかの地点で、貨幣を租税として引き出すことになる。このように所得循環から貨幣を引き出す「点」を、「課税の衝撃点 (impact)」と呼んでいる。

市場社会には三つの経済主体が存在する。統治の主体である政府と、生産の主体である企業と、生活の主体である家計である。企業と家計という二つの経済主体の間には、要素市場と生産物市場という二つの市場が存在して、図に示したような所得循環が形成されるようになる。政府はこうした所得循環から、租税を引き出すことになる。

要素市場では土地、労働、資本という生産要素を生み出す、要素サービスが取り引きされる。要素市場での取り引きとは、生産が行われていることを意味する。所得が生まれ、生産要素の所有者である家計に、企業から所得が支払われる。つまり、土地には地代が、労働には賃金が、資本には利子・利潤がというように、企業から家計へと所得が分配されることになる。

家計は分配された所得を、生産物市場で企業からの生産物を購入するために支出する。このように所得は、生産・分配・支出という三つの局面を辿ることになる。そのため租税も生産・分配・支出という三つの局面で課税されていくのである。

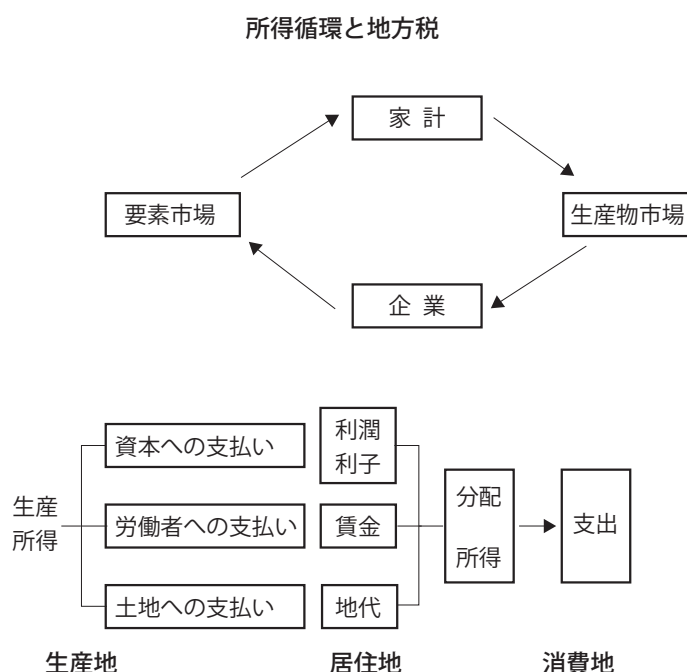
所得循環から貨幣を租税として引き出すには、二つの方法がある。一つは、生産要素を所有し、所得が分配される家計が所有する貨幣を、租税として引き出す方法である。もう一つは、市場で流通する貨幣に課税して、市場から貨幣を引き出すという方法である。

所得の分配局面で、家計が所有する貨幣に課税する租税は、家計税と呼ぶことができる。国税の所得税も、地方税の住民税（個人）も家計税である。

家計税は家計の所有する貨幣に課税するため、家計の経済力に応じて課税することが可能となる。つまり、家計税では経済力に応じた能力原則にもとづいて課税することができる。ところが、もう一つの市場で流通する貨幣に課税するという方法では、能力原則にもとづく課税は不可能である。市場での取引者の経済力に応じた課税なぞ実行できないからである。

そうすると、家計税は国税に配分すべきだということになる。というのも、能力原則にもとづく課税は国税に、利益原則にもとづく課税は地方税にという税源配分原則が、税源配分の基本原則の一つだからである。それだからこそ、累進税率による所得税は、国税に設定されることが一般的となる。

しかし、地方税体系を構想する上では、所得の分配局面で課税される租税は、重要な基幹税となる。というのも、所得の分配局面で課税される租税は、地域住民が居住地で負担し、居住地で



納税する租税となるからである。そもそも地方税は、地域住民が教会などをシンボルとして、地域社会の相互扶助や共同作業を行うための教会税などを共同負担したことに始まる。それだからこそ、国税は国家が国民に負担させる租税なのに対して、地方税は地域住民が相互に負担し合う租税といわれるのである。

教会税には二つのタイプがある。一つは収入の十分の一を教会に納める「十分の一税」のように、収入の一定割合を納める教会税である。こうした教会税から発展して、地方税として比例税率で課税される所得税が誕生する。日本の住民税（個人）もこうした地方所得税として位置づけられる。

もう一つの教会税のタイプは不動産税である。かつてのイギリスのレイトが典型的である。しかし、レイトも納税者は不動産の所有者ではなく、使用者である。つまり、居住地で納税する租税となっていたのである。

現在では居住地での所得の分配局面での課税として、地方所得税が地方税として重要な存在となっている。とはいえ、所得の分配局面での課税は、能力原則で課税される国税にとっても重要な存在となる。そのため所得の分配局面で課税される地方所得税は、国税と課税標準を同じくする付加税という性格を帯びざるをえなくなるのである。

しかし、地域社会への参加者は、居住者だけではない。他の地域社会の居住者でも、その地域社会で生産活動をしたり、消費活動をしたりする人々も、地域社会の参加者である。つまり、その地域社会で、地方自治体が提供する公共サービスの利益を受けることになる。

そのため地方税は、所得の生産局面でも、所得の支出局面でも課税していく必要がある。つまり、地方税は生産地でも消費地でも課税する必要がある。

所得の支出局面で課税される租税は、間接消費税と呼ばれている。間接消費税には生産段階で課税される租税と、消費段階で課税される租税がある。間接消費税は生産段階で課税される租税を国税に、消費段階で課税される租税を地方税にと設定するのが原則である。

付加価値税（日本の消費税）のように生産から消費まで多段階で課税される一般消費税

は、国税でも地方税で課税できる。しかしそうすると、国税と地方税が課税標準を同じくする付加税的性格を帯びざるをえなくなる。

所得の支出局面で課税する租税は、生産物市場の取り引きへの課税であるのに対して、所得の生産局面で課税する租税は、要素市場における取り引きへの課税となる。地方税では所得の生産局面で課税される租税は重要である。固定資産税は不動産価格に課税される個別財産税ではあるけれども、不動産所得の発生段階での課税と見做すことができる。事業税の外形標準課税も、利潤・利子という資本への支払いや、賃金という労働力に対する支払いへの課税である。

こうした所得の発生・生産局面での地方税は、固定資産税にしる事業税にしる、国税と課税標準を異にする独立税である。ところが、企業利潤に課税される法人税や法人住民税は、所得の生産段階での課税と考えることもできれば、所得の分配段階での課税の前取りだと見做すこともでき、ここでも付加税的性格を帯びざるをえなくなる。

こうしてみると、境界を管理せずに、入退出自由な地方自治体が課税する地方税の体系は、所得の生産・分配・支出での三局面でのバランスを考えて構想しなければならないことがわかるはずである。それと同時に独立税と付加税という課税形態のバランスも考えなければならないのである。

著者略歴

神野 直彦（じんの・なおひこ）

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、同大学・大学院教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』（岩波書店）、『「希望の島」への改革—分権型社会をつくる—』（NHK出版）、『地域再生の経済学』（中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞）、『財政学』（有斐閣・2003年租税資料館賞受賞）、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』（岩波書店）、『財政のしくみがわかる本』（岩波ジュニア新書）、『「人間国家」への改革』（NHK出版）等がある。